平成２２年（フ）第４１４８号
札幌市南区澄川１条１丁目５番16号　サンロイヤルコーポ210号
債務者　田中　祥一
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５４号
札幌市北区北35条西６丁目１番１―506号
債務者　小松　正範
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６４号
札幌市手稲区手稲本町２条１丁目２番16号　成田荘
債務者　桑田　文雄
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８９号
札幌市東区北23条東５丁目６番３―205号
債務者　浦山眞理子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０７号
札幌市白石区北郷１条４丁目３番14―303号
債務者　村岡　香利（旧姓杉山）
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１１号
札幌市厚別区もみじ台北３丁目２番７―108号
債務者　中島　隆行
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２３号
札幌市西区八軒６条東１丁目４番10号　ハイツラブリーエイト204号
債務者　星　喜美代
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２５号
札幌市東区北26条東15丁目１番45―103号
債務者　遠藤　敏之
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２６号
札幌市東区北26条東15丁目１番45―103号
債務者　遠藤　久恵
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３８号
札幌市北区屯田４条５丁目５番６号
債務者　横山　　実
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５５号
札幌市北区北27条西７丁目１番６号　コーポ静202号
債務者　薗田　高志
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６０号
札幌市北区麻生町６丁目14番52号　コーポ吉田103号
債務者　大山　真弓
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６３号
札幌市白石区栄通20丁目５番23号　ヴィラ20―203号
債務者　齋藤　　仁
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７０号
札幌市中央区南15条西９丁目１番７号　シャトー15―201号
債務者　竹内　洋子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７５号
札幌市白石区東札幌３条４丁目４番20号　アプレミディ205号
債務者　根井　里香（旧姓石本）
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８３号
札幌市手稲区前田２条11丁目10番８号
債務者　大塚　正一
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８４号
札幌市手稲区前田２条11丁目10番８号
債務者　大塚　知子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部